

伊勢崎市競争入札心得

(趣旨)

第1条 この心得は、伊勢崎市が執行する一般競争入札及び指名競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が遵守しなければならない事項を定めるものとする。

(入札等)

第2条 伊勢崎市契約規則（令和5年伊勢崎市規則第62号。以下「規則」という。）第11条第1項（第21条において準用する場合を含む。）の規定により、入札参加者は、入札書を作成し、封書にして自己の名等を表記し、入札の日時に入札の場所へ提出しなければならない。この場合において、電子入札（規則第2条第6号に規定する電子入札をいう。以下同じ。）による場合にあつては、規則第11条第2項（第21条において準用する場合を含む。）の規定により、ぐんま電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）を用いて提出するものとする。

2 規則第11条第5項（第21条において準用する場合を含む。）の規定により、入札参加者は、代理人に入札させるときは、委任状を持参させなければならない。

3 規則第11条第6項及び第7項（第21条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定により、入札参加者又は入札参加の代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理を兼ねることはできない。

4 入札参加者は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者を入札代理人とすることはできない。

5 入札参加者は、複数の物件の入札に参加しようとする場合、同時に入札書の提出を求められるので、事前に封筒に記載する案件名等と入札書の内容に相違がないことをよく確認し、入札しなければならない。

6 入札参加者は、設計書、図面及び仕様書並びにその他書面等を熟知の上、入札しなければならない。この場合において、設計書、図面、仕様書等について疑義があるときは、書面により関係職員の説明を求めることができる。

7 入札及び契約に関して用いる言語は日本語とし、用いる通貨は日本円とする。

8 入札参加者は、入札に当たって知り得た秘密を漏らしてはならず、現場説明用設計図書等の資料、データ等の保管及び管理に万全を尽くし、外部に漏えいしてはならない。入札執行後においても、また同様とする。

(入札保証金)

第3条 入札参加者は、その見積金額の100分の5以上を入札保証金として納めなければならない。ただし、規則第10条第2項(第21条において準用する場合を含む。)の規定により入札保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

(入札の辞退)

第4条 規則第12条第1項(第21条において準用する場合を含む。)の規定により、入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 規則第12条第2項(第21条において準用する場合を含む。)の規定により、入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を、次に掲げるところにより申し出なければならない。この場合において、電子入札による場合にあっては、電子入札システムにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前にあっては、入札辞退届を契約担当課に直接持参し、又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便(以下「信書便」という。)により送付して行う。

(2) 入札執行中にあっては、入札辞退届を入札を執行する者に直接提出し、若しくは郵便若しくは信書便により送付(入札執行の完了に至るまでに入札を執行する者に到達した物に限る。)し、又は入札を辞退する旨を明記した入札書を入札を執行する者に直接提出して行う。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、刑法(明治40年法律第45号)、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行

為は、行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札意思、入札価格又は入札書、内訳書その他提出する書類（以下「入札書等」という。）の作成についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札意思、入札価格又は入札書等を意図的に開示してはならない。
- 4 入札参加者は、市が実施する公正な入札の確保のための調査及び措置への協力を求められた場合は、その求めに応じなければならない。
- 5 入札参加者は、電子入札システムを用いる場合は、電子証明書を不正に使用してはならない。

（入札の取りやめ等）

第6条 規則第14条第2項（第21条において準用する場合を含む。）の規定により、入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。この場合において、入札参加者が損害を受けることがあっても、市はその弁償の責めを負わない。

- 2 規則第14条第1項（第21条において準用する場合を含む。）の規定により、不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき又は天災その他やむを得ない事情が生じたときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがある。この場合において、入札参加者が損害を受けることがあっても、市はその弁償の責めを負わない。

- 3 規則第14条第3項（第21条において準用する場合を含む。）の規定により、入札に不正があると認めるときは、当該入札を取り消すことがある。この場合において、入札参加者が損害を受けることがあっても、市はその弁償の責めを負わない。

（無効の入札）

第7条 規則第13条（第21条において準用する場合を含む。）の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札参加者の入札は、無効

とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (3) 同一事項に対し同時に２以上の入札をした者の入札
- (4) 入札に際して不正のあった者のした入札
- (5) 入札書に必要な事項を記載しなかった者のした入札
- (6) 金額を訂正した入札及び記名押印を欠く入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 明らかに連合によると認められる入札
- (9) 予定価格を事前公表した物件の場合で、予定価格の制限の範囲を超える価格の入札
- (10) 内訳書等の提出を要する物件の場合で、当該内訳書等の提出がない、又は内訳書の記載金額その他の記載内容に不備がある入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した者のした入札
(入札書の引換え、変更等)

第 8 条 地方自治法施行令第 167 条の 8 第 3 項（第 167 条の 13 において準用する場合を含む。）の規定により、提出した入札書の引換え、変更等は、認めない。

2 提出された入札書等は、開札前も含め返却しない。

3 入札参加者が連合し、若しくは不穏な行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合は、入札書等を必要に応じ公正取引委員会、警察当局及び建設業許可権者に提出する等、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 10 条等に定めるところにより取り扱う場合がある。

（落札者の決定）

第 9 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 3 項及び規則第 16 条第 1 項（第 21 条において準用する場合を含む。）の規定により、入札を行った者のうち、契約の目的に応じて、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 規則第 8 条第 1 項（第 21 条において準用する場合を含む。）の規定によ

り調査基準価格を設けた場合において、調査基準価格を下回る価格の入札が行われたとき（これらの規定により失格基準価格を併せて設けた場合は、調査基準価格を下回り、かつ、失格基準価格以上の価格で入札が行われたとき）の落札者は、落札者の決定を保留して必要な調査を行い、決定する。

3 入札参加者は、前項の調査に協力しなければならない。

4 規則第16条第5項（第21条において準用する場合を含む。）の規定により、最低制限価格を設けた場合の落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち最低の価格をもって入札をした者とする。

5 地方自治法施行令第167条の10の2（第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により総合評価落札方式により入札を行った場合の落札者は、伊勢崎市総合評価落札方式試行要領（平成20年7月1日制定）の定めるところにより決定する。

6 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する額及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により課されるべき地方消費税に相当する額を合算した額（以下「消費税等相当額」という。）を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）をもって落札価格とする。この場合において、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税等相当額を含めないこととする。

（再度入札）

第10条 規則第15条（第21条において準用する場合を含む。）の規定により、開札をした場合において予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行うことができる。

2 入札回数は、2回を限度とする。

（同価格の入札者が2以上ある場合の落札者の決定）

第11条 地方自治法施行令第167条の9の規定により、落札となるべき同価格（総合評価落札方式により入札を行った場合は、同じ総合評価点）の入札者が2以上あるときは、直ちに、当該入札をした者にくじを引かせて落札

者を決定する。電子入札による場合にあっては、電子入札システムによる電子くじにより落札者を決定する。

（再度入札によっても落札者が決定しない場合）

第 12 条 当該入札について 2 回の入札をした結果落札者がいない場合は、入札手続のやり直しを行うか、又は地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定に基づき随意契約により契約を締結する。

（入札会場での禁止事項）

第 13 条 入札中の私語は、情報交換と錯誤を招くためこれを慎み、公正な入札を妨害するような行為は、禁止とする。

2 入札中の情報通信機器の使用は、禁止とする。

（現場説明用設計図書等の返却）

第 14 条 貸与した現場説明用設計図書等がある場合は、係員の指示に従い指定場所に返却しなければならない。

（契約の締結）

第 15 条 契約書を作成する場合においては、落札者は、契約担当課等から交付された契約書の案に記名押印し、落札決定の通知を受けた日から 7 日以内に、これを契約担当課等に提出しなければならない。ただし、契約担当課等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

3 落札者が正当な理由がなくて契約を締結しない場合は、伊勢崎市建設工事請負業者等指名停止措置要綱（平成 17 年 1 月 1 日制定）に基づく指名停止措置を行う。この場合において、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により、その事実があった後 3 年間競争入札に参加させないことができる。

4 規則第 16 条第 9 項（第 21 条において準用する場合を含む。）の規定により、入札参加者又は落札者が不正の入札をしたとき又はさせたと認めたとき若しくは明らかに談合の事実があったと認められるときは、入札の執行を無効とし、落札者の決定を取り消すことがある。

（契約保証金）

第 16 条 落札者は、契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第 31 条第 3 項の規定により契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

2 規則第 31 条第 1 項の規定により、前項の契約保証金は、契約金額の 10 分の 10 以上とする。この場合において、規則第 31 条第 2 項の規定により読み替えて準用する第 10 条第 3 項の規定により、有価証券の提供、金融機関の保証又は保証事業会社の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる。

(異議の申立て)

第 17 条 入札をした者は、入札後、この心得、仕様書、図面、契約書案及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

附 則

この心得は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この心得は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この心得は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この心得は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この心得は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この心得は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この心得は、決裁の日（令和 3 年 8 月 4 日決裁）から施行する。

附 則

この心得は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。